

～簡易水道事業のてびき～

(令和8年4月改訂)

1. 水道法による規定について

水道を規定する基本法として「水道法」(昭和32年法律第177号)があります。
水道法において、水道を設置したり、運営・経営をする場合に必要な認可・届出事項やいろいろな基準が定められています。

水道法では、次のようなことが規定されています。

- 用語の定義
- 水質基準
- 施設基準
- 水道事業者が守るべき事項
- 技術的管理業務の委託について など

◆用語の定義 (水道法第3条)

- ◇ 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体を「水道」といい、一般の需要に応じて水道により水を供給する事業を「水道事業」といいます。
- ◇ 「簡易水道事業」とは、計画給水人口が100人を超え5,000人以下である水道事業をいいます。

◆水質基準 (水道法第4条)

- ◇ 水道により供給される水は、安全確保の観点から一定の要件を備えなければなりません。
 - 病原生物に汚染されていないこと。
 - シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
 - ほとんど無色透明で異常な臭味がないこと。などを基本に、52項目について水質基準値が定められています。
- ◇ これらの要件の基準に関して必要な事項(項目、測定方法や基準値)は、環境省令で定められています。

◆施設基準 (水道法第5条)

- ◇ 水道施設は、清浄、豊富な水を確保するための一定の条件を備えなければなりません。
例えば、
 - 施設の位置、配列は、その布設並びに維持管理が経済的であり、給水が確実であること
 - 構造、材質は、水圧、土圧、地震等に対し耐力があり、かつ、水の汚染、漏水がないことなどです。

◆簡易水道事業者の義務など、守るべき事項

◇ 認可の申請（水道法第6条、第10条）

簡易水道事業を經營しようとするものは、知事の認可を受けなければなりません。

※石川県では、水道組合など市町以外が運営（民営）する簡易水道事業については認可の有効期限を10年間としており、期間満了後も、簡易水道事業を継続して行う場合は、あらかじめ継続認可の手続きが必要です。

また、水道事業の規模（計画給水人口や計画給水量、給水区域など）を変更するときは、変更の認可を受けなければなりません（ただし、変更の届出で済む場合もあります）。

※必要な書類：認可（変更認可）申請書

給水人口、給水量、給水区域等の事業計画書

水源、浄水、送水、配水施設等の工事設計書

◇ 給水開始前の届出（水道法第13条）

水道事業者が、配水施設（配水池を除く。）以外の水道施設を新設、増設又は改良し、その施設を使用して給水を開始するときは、知事に届け出なければなりません。

※必要な書類：給水開始前届出書

給水しようとする水の水質検査結果書

新設、増設又は改良した水道施設の検査結果書

◇ 供給規程の設定と供給条件の変更の届出（水道法第14条、第38条）

水道事業者は、水道料金、給水装置工事の費用の負担区分、その他の条件などについて規定（「供給規定」といいます）を定めなければなりません。

水道事業者が市町である場合（公営）は、水道料金を変更したときは、知事に届け出なければなりません。

水道組合など市町以外の水道事業者（民営）が水道料金及び給水装置の費用負担区分、その他の供給条件を変更するときは、知事の認可を受けなければなりません。

※必要な書類：（公営）水道料金変更届

料金の算出根拠を示す書類

経常収支の概要を示す書類

（民営）供給規程変更認可申請書

料金の算出根拠を示す書類

給水装置工事の費用の負担区分など経常収支の概要を示す書類

◇ 水道技術管理者の設置（水道法第19条、第25条）

水道事業者は、技術上の業務を担当させるため一定の資格を有する水道技術管理者を一人以上置かななくてはなりません。

また、水道技術管理者に変更があった場合は、速やかに知事に届出をしてください。

●水道技術管理者の資格●

水道に関する技術上の実務に従事した経験年数					
水道技術管理者として 基礎教育を受けた者		土木工学		土木工学以外の 工学及び理学・農学 ・医学・薬学	工学・理学・農学・ 医学・薬学以外の 学部・学科
		衛生工学 水道工学 を専攻	衛生工学 水道工学 以外を専攻		
	新制大学院 大学の専攻科	6ヶ月以上	1年以上		
	新制大学	1年以上	1年6ヶ月 以上	2年以上	2年6ヶ月以上
	旧制大学	1年以上		2年以上	2年6ヶ月以上
	短期大学 高等専門学校 旧制専門学校	2年6ヶ月以上		3年以上	3年6ヶ月以上
	高等学校 旧制中等学校	3年6ヶ月以上		4年以上	4年6ヶ月以上
その他	・5年以上水道の技術上の実務に従事した経験を有する者 ・国土交通大臣及び環境大臣が認定する講習を習得した者 など				

◇ 定期、臨時の水質検査（水道法第4条、第20条、県水道水質管理計画）

水道事業者は、次の事項を行わなければなりません。

- 事業年度の開始前に水道水質検査計画を策定し、公表。
- 水道により供給される水について、定期の水質検査（「水質基準に関する省令」（平成15年5月厚生労働省令第101号）表の上欄に掲げる項目）を実施。
- 異常があった場合における、臨時の水質検査。

●水質検査の項目●

1日1回検査	色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素濃度)
月1回検査 (11項目)	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物質(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度、ジェオスミン*、2-メチルイソボルネオール*(★水源がダムの場合に藻類の発生時期のみ)
3ヶ月に1回 (16項目)	シアン化物イオン及び塩化シアン、亜硝酸態窒素、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、総トリハロメタン、臭素酸、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)

※ その他25項目については3ヶ月に1回を原則とします。過去3年間の水質検査結果によって検査回数を減らすことができる場合があります。（別表を参照）

また、原水（又は水源）について、水質が最も悪化していると考えられる時期に毎年1回定期的に検査を実施するとともに、水源が深井戸でない場合は3ヶ月に1回クリプトスポリジウム原虫等の指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）検査を合わせて実施してください。

※水質検査は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関に委託して行うことができます。

◇ 定期、臨時の健康診断（水道法第21条）

水道事業者は、取水場、浄水場、配水池の業務従事者、構内居住者について6ヶ月以内ごとに1回定期の健康診断を行わなくてはなりません。

また、異常があった場合は、臨時の健康診断を行わなくてはなりません。

※健康診断の内容：病原体がし尿に排せつされる感染症の患者の有無

◇ **衛生上の措置（消毒など）（水道法第22条）**

水道事業者は、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければいけません。

施設の清潔、汚染の防止、給水栓水における遊離残留塩素は、0.1mg/L（結合残留塩素の場合、0.4mg/L）以上、また病原生物に汚染されるなど異常があった場合には、遊離残留塩素は、0.2mg/L（結合残留塩素の場合、1.5mg/L）以上保持するように定められているので、必ず塩素消毒をしてください。なお、消毒設備は予備を保有してください。

◇ **給水の緊急停止（水道法第23条）**

水道事業者は、供給された水で人の健康を害するおそれがあったことを知ったときは、直ちに給水を停止しなければいけません。

また、その水を使用することが危険であるということを関係者に周知しなければいけません。

※これらの義務を守らなかった場合には、罰則（罰金100万円～300万円以下）が適用される場合があります。

◆ **技術的管理業務の委託（水道法第24条の3）について**

水道事業者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者（受託水道業務技術管理者を置いている水道管理業務受託者）に委託することができます。

なお、業務を委託したときは、遅滞なく、委託契約書を添えて、知事に届出しなければなりません。

2. 水道の事故及び水質異常時の対応について

（石川県飲料水対応マニュアル）

石川県では水道原水の水質異常や水道施設の事故など、供給する水が人の健康を害するおそれがある場合の対応として、「石川県飲料水対応マニュアル」を定めています。

供給する水が人の健康を害するおそれがある場合は、直ちに、石川県飲料水対応マニュアルに基づいて所轄の保健所に通報してください。

お問い合わせは以下の窓口まで

簡易水道の所在地	窓口	連絡先
金沢市	石川県生活環境部 環境政策課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL (076)225-1491
小松市、加賀市、能美市、 川北町	南加賀保健所	〒923-8648 小松市園町又48番地 TEL (0761)22-0795
かほく市、白山市、野々 市市、津幡町、内灘町	石川中央保健所	〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地 TEL (076)275-2642
七尾市、羽咋市、志賀町、 宝達志水町、中能登町	能登中部保健所	〒926-0021 七尾市本府中町ソ部27番9 TEL (0767)53-2482
輪島市、珠洲市、穴水町、 能登町	能登北部保健所	〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番地4 TEL (0768)22-2028

別表 水質基準項目検査に係る採水場所及び検査回数等

No	項目名	基準値 (単位:mg/L)	1 採水場所		2 検査回数						3 検査項目別の省略の可・不可					
			(1) 給水栓 以外で 不可	(2) 浄水 施設 出口 ・送配 水施設	(1) 1日1回	(2) 月1回	(3)		検査回数減が可 過去3年間の結果 が、基準値の1/5 以下なら年1回、 基準値の1/10以下 なら3年に1回	(1) 不可	(2) 以下を検討のうえ、省略可			(3) 基準値の1/5 以下であり、 濃度上昇がな いことが明ら かぬ水道用水 供給事業等か らの水のみを 受水(比較の ため、概ね3 年に1回程度 検査)		
							① 自動 連続 測定 の場合 3か月に 1回	② 藻類の 発生の 時期 のみ 1回			過去3年間の結果が、基準値の1/5以下なら年1回、基準値の1/10以下なら3年に1回	① 薬品・資 機材の使 用状況	② 地下水が 水源のと きの近傍 の状況		③ 停滞水が 水源のと きの発生 状況	
a	色	異常でない	○		○						○					
b	濁り	異常でない	○		○						○					
c	消毒の残留効果(残留塩素濃度)	0.1以上(遊離)	○		○						○					
1	一般細菌	100個/mL	○			○					○					
2	大腸菌	不検出	○			○					○					
3	カドミウム及びその化合物	0.003		○						○		○				
4	水銀及びその化合物	0.0005		○						○		○				
5	セレン及びその化合物	0.01		○						○		○				
6	鉛及びその化合物	0.01	○							○			○			
7	ヒ素及びその化合物	0.01		○						○		○				
8	六価クロム化合物	0.02	○							○			○			
9	亜硝酸態窒素	0.04		○					◆	(○)	○					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○							○						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		○						◆	(○)	○				
12	フッ素及びその化合物	0.8		○						○						
13	ホウ素及びその化合物	1.0		○						○		○				
14	四塩化炭素	0.002		○						○			○			
15	1,4-ジオキサン	0.05		○						○			○			
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04		○						○			○			
17	ジクロロメタン	0.02		○						○			○			
18	テトラクロロエチレン	0.01		○						○			○			
19	トリクロロエチレン	0.01		○						○			○			
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005		○						■					○	
21	ベンゼン	0.01		○						○			○			
22	塩素酸	0.6	○							○						
23	クロロ酢酸	0.02	○							○						
24	クロロホルム	0.06	○							○						
25	ジクロロ酢酸	0.03	○							○						
26	ジブロモクロロメタン	0.1	○							○						
27	臭素酸	0.01	○							○		○				
28	総トリハロメタン	0.1	○							○						
29	トリクロロ酢酸	0.03	○							○						
30	ブロモジクロロメタン	0.03	○							○						
31	ブロモホルム	0.09	○							○						
32	ホルムアルデヒド	0.08	○							○						
33	亜鉛及びその化合物	1.0	○							○			○			
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	○							○			○			
35	鉄及びその化合物	0.3	○							◆	(○)	◆	(○)			
36	銅及びその化合物	1.0	○							○			○			
37	ナトリウム及びその化合物	200		○						○			○			
38	マンガン及びその化合物	0.05	○							○			○			
39	塩化物イオン	200	○			○				○						
40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300		○						◆	(○)	◆	(○)			
41	蒸発残留物	500	○							○			○			
42	陰イオン界面活性剤	0.2	○							○			○			
43	ジェオスミン	0.00001	○							○					○	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	○							○					○	
45	非イオン界面活性剤	0.02	○							○			○			
46	フェノール類	0.005	○							○			○			
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○			○		○		○						
48	pH値	5.8~8.6	○			○		○		○						
49	味	異常でない	○			○		○		○						
50	臭気	異常でない	○			○		○		○						
51	色度	5度以下	○			○		○		○						
52	濁度	2度以下	○			○		○		○						
合計(52項目)		(定期検査)	30	22		9	7	2	16	25 (4)	22 (2)	13 (1)	5 (1)	7	2	1
		(毎日検査)	3		3						3					
「県指導」による定期検査追加項目									4		2					

【摘要】 1 それぞれの定期検査(月1回、3か月に1回、年1回、3年に1回)で、水道法施行規則による省略不可項目は20項目である。
2 ◆印(9 亜硝酸態窒素、11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、35 鉄及びその化合物、40 カルシウム・マグネシウム等(硬度))は、性状及び検出推移を把握することが望ましいことから、県指導により、原則として「検査回数の減及び省略を不可」とし、水道法施行規則の規定を適用しないこととする。
3 ■印(20 PFOS及びPFOA)は、施行日(令和8年4月1日)前の検査結果を適用でき、過去3年間の結果に基づく検査回数減と併せ、過去の検査結果が水質基準の1/5以下だった場合は6カ月に1回以上とすることができる。